

## 吹田市介護老人保健施設における訪問リハビリテーション事業の実施について

### 1 概 要

吹田市介護老人保健施設は、平成 4 年に市内で初めて医療機関等から家庭へ復帰するための中間施設として整備され、吹田市介護老人保健施設条例（平成 4 年 6 月 10 日施行）に基づき、介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの事業運営を行っておりますが、指定管理者である、吹田市介護老人保健施設事業団から、新たな事業運営として訪問リハビリテーション事業を行いたいとの申し出があり、本年 4 月から実施しようとするものです。

### 2 背 景

平成 15 年 4 月に介護保険法の改正があり、病院及び診療所に加え、介護老人保健施設も訪問リハビリテーションを行うことができるようになりましたが、個別リハビリテーションの導入や通所リハビリテーションの利用人数及び利用曜日の拡充等に重点を置き、理学療法士等のリハビリ専門職員を増員するなど、これまでの事業の充実を図ってきたため、同事業の実施までにはいたっておりませんでした。

その後、平成 27 年 4 月に介護報酬等の改定がなされ、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の、効率的・効果的運用（各種ケアプラン様式や会議の統一化など）に向けた見直しが行われたことで、検討を重ねた結果、事業実施体制が整ったことにより、訪問リハビリテーション事業の実施が可能となりました。（別紙 1）

### 3 吹田市介護老人保健施設条例及び施行規則の一部改正（別紙 2）

訪問リハビリテーション事業を追加する条例の改正を行います。

### 4 事業費

これまでも利用料金制という形式で行っており、今回の拡充につきましても事業実施に伴う予算拡充はありません。

### 5 平成 28 年 3 月定例会に提案する理由

訪問リハビリテーション事業は、医療機関から在宅へ復帰するにあたり、在宅での生活を支援するためのサービスとして重要な役割を果たしており、今後、地域包括ケアシステムを構築するにあたり、医療と介護の両方が必要となっても、安心して地域で暮らしていくため

に必要なサービスです。事業実施体制が整ったことから、出来るだけ早期にサービスを実施することにより、市民の地域における暮らしを支えることが出来ると考え、平成 28 年 4 月の事業実施に向け提案するものです。

## 6 訪問リハビリテーション事業実施後の効果等

### (1) 事業実施後の効果

当施設の設置目的であります在宅復帰を強化できるとともに、施設まで来所ができない利用者がリハビリテーションを受けることができるようになるなど、様々なリハビリテーションの利用形態を整えることで、高齢者の住みなれた地域での生活を支援することができることから、在宅サービスのさらなる充実につながるものと考えております。

また、モニタリングを行い、効果や利用者の声について確認します。

### (2) 吹田市介護老人保健施設における今後の計画

#### ア 訪問計画予定者数

当面は当施設を退所する者を中心に 1 日に 1 人程度。(1 か月 20 人予定)

年間 480 回/人程度の訪問リハビリテーションを予定しております。

今後、利用ニーズの増加が見込まれる事業ではあるので、増員も視野に入れながら検討していきます。

#### イ 年間収入見込み (2, 168, 243 円/年)

・基本料金 302 単位×20 人×2 回×12 か月×10.66 円=1, 545, 273 円・・・①

・短期集中リハビリテーション加算

200 単位×20 人×12 か月×10.66 円=511, 680 円・・・②

・マネジメント加算

150 単位×5 人×12 か月×10.66 円=95, 940 円・・・③

・サービス提供体制強化加算

6 単位×20 人×12 か月×10.66 円=15, 350 円・・・④

合計 2, 168, 243 円

## 7 パブリックコメント実施状況 (平成 28 年 1 月 28 日現在)

意見提出期間：平成 27 年 12 月 25 日 (金) ～平成 28 年 2 月 1 日 (月)

意見については、今のところありません。

## 8 今後のスケジュール

(1) 平成 28 年 2 月 1 日までパブリックコメント実施。

(2) 3 月定例会に吹田市介護老人保健施設条例の一部改正案を提案。

(3) 平成 28 年 4 月 1 日から事業実施。